

別紙

諮問第1572号

答 申

1 審査会の結論

本件各一部開示決定において非開示とした別表3に掲げる部分のうち、別表4に掲げる部分については開示すべきであるが、その余の部分については非開示が妥当である。

2 審査請求の内容

本件各審査請求の趣旨は、東京都情報公開条例（平成11年東京都条例第5号。以下単に「条例」という。）に基づき、審査請求人が行った別表1に掲げる本件開示請求1及び2（以下「本件各開示請求」という。）に対し、東京都知事が令和2年5月22日付けで行った一部開示決定2件（以下「本件令和2年5月決定」という。）について、それぞれその取消しを求めるというものである。

3 審査請求に対する実施機関の説明要旨

本件各開示請求に係る対象公文書には、条例7条4号及び5号に該当する部分が含まれており、これを非開示とする本件令和2年5月決定を行ったが、非開示部分に誤りがあったことから、令和3年7月27日付けでその一部を取り消し、改めて条例7条4号及び5号に該当する部分を非開示とする別表2に掲げる本件一部開示決定1及び2を行ったものである。

4 審査会の判断

(1) 審議の経過

本件各審査請求については、令和3年9月28日に審査会へ諮問された。

審査会は、令和3年11月5日に実施機関から理由説明書を收受し、令和4年11月21日（第233回第二部会）から令和5年1月23日（第235回第二部会）まで、3回の審議を行った。

(2) 審査会の判断

審査会は、本件各審査請求に係る公文書、審査請求人の審査請求書における主張並びに実施機関の弁明書及び理由説明書における主張を具体的に検討した結果、以下のよう

ア 本件各審査請求に係る審査会の判断事項について

実施機関は本件令和2年5月決定について、令和3年7月27日付けでその一部を取り消し、非開示箇所を少なくする本件一部開示決定1及び2を行っていることから、審査会は本件一部開示決定1及び2に係る非開示部分について、条例7条4号及び5号に該当するか否かについて判断する。

イ 本件各開示請求及び本件対象公文書について

実施機関は、本件各開示請求に対して別表2のとおり、小笠原諸島における道路の整備又は改修について検討する専門家会議資料に係る本件対象公文書1、2及び3を特定し、このうち別表3に掲げる非開示部分(以下「本件非開示情報」という。)1から5までを非開示とする本件一部開示決定1及び2を行った。

ウ 本件各一部開示決定の妥当性について

(ア) 本件一部開示決定1

a 本件非開示情報1について

審査会が見分したところ、本件非開示情報1は、本件対象公文書1のうち、小笠原諸島の固有種の生息・生育に関する部分であることが認められた。

実施機関の説明によれば、これらを公にすると、固有種の生息等の位置が特定され、盗掘・盗難を招くおそれがあるとのことである。

審査会で検討したところ、固有種の生息等の位置を示した図面のうち、凡例の非開示箇所については、これを公にすることで直ちに固有種の生息等の位置が特定され、盗掘等を招くおそれがあるとまでは言えず、条例7条4号に該当しないことから、別表4に掲げる部分については開示すべきである。その余の部分については、これを公にすることで、希少な固有種の盗掘等を招くおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報であることから、

条例7条4号に該当するため、非開示が妥当である。

b 本件非開示情報2について

審査会が見分したところ、本件非開示情報2は、本件対象公文書1のうち、縦断図であることが認められた。

実施機関の説明によれば、当該縦断図には、不確定な情報が記載されており、これを公にすることで都民の間に混乱を生じさせるおそれがあるとのことであった。

審査会が検討したところ、当該縦断図の一部には想定上の数値が記載されていることが認められるが、想定値であることが容易に判別できる記載もされているため、公にすることで、都民の間に混乱を生じさせるおそれがあるとは認められず、条例7条5号に該当しないことから、開示すべきである。

c 本件非開示情報3について

審査会が見分したところ、本件非開示情報3は、本件対象公文書1のうち、行文線未整備区間の整備に係る専門家会議開催スケジュールであることが認められた。

実施機関の説明によれば、当該スケジュールには他機関との今後調整すべき事項を含んだ不確実な情報が含まれており、これを公にすることで他機関との意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれや他機関の事業への影響や混乱が懸念されるとのことであった。

審査会が検討したところ、実施機関の説明は全体として首肯できるものではあるが、当該スケジュール中には、必ずしも他機関との調整等が不可欠とまでは認められない記載も含まれており、こうした部分については、これを公にすることで率直な意見交換又は適正な意思決定が損なわれるおそれがあるとは認められず、条例7条5号に該当しないことから、別表4に掲げる部分については開示すべきであるが、その余の部分については非開示が妥当である。

(イ) 本件一部開示決定2

a 本件非開示情報4について

審査会が見分したところ、本件非開示情報4は、本件対象公文書3のうち、小笠原諸島の固有種等の生息等に関する部分であることが認められた。

実施機関の説明によれば、これらを公にすると、固有種等の生息等の位置が特定され、盗掘等を招くおそれがあるとのことである。

審査会が検討したところ、工事の現地確認を行った写真のうち、固有種等の状況が確認できないものについては、これを公にすることで直ちに固有種等の生息等の位置が特定され、盗掘等を招くおそれがあるとは言えず、条例7条4号に該当しないことから、別表4に掲げる部分については開示すべきである。その余の部分については、これを公にすることで、希少な固有種等の盗掘等を招くおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報であることから、条例7条4号に該当するため、非開示が妥当である。

b 本件非開示情報5について

審査会が見分したところ、本件非開示情報5は、本件対象公文書3のうち、小笠原諸島における自然環境に配慮した公共事業実施のための技術資料（案）であることが認められた。

実施機関の説明によれば、当該技術資料（案）は、実施機関とコンサルタント会社とでまとめた素案であり、当該専門家会議の承認を受けた内容でなく、これを公にすることで、不確実な情報であるにもかかわらず確定的なものとして受け止められ、都民の間に混乱を生じさせるおそれがあるとのことであった。

審査会が検討したところ、こうした実施機関の説明は首肯できるものであり、本件非開示情報5は、これを公にすることで、実施機関による検討中の不確実な情報が確定した情報と誤認され、都民の間に混乱を生じさせるおそれがあり、条例7条5号に該当すると認められることから、非開示が妥当である。

なお、審査請求人は、審査請求書においてその他種々の主張を行っているが、これらはいずれも審査会の判断を左右するものではない。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

吉戒 修一、友岡 史仁、藤原 道子

別表1 本件各開示請求

1	第4回行文線未整備区間の整備に係る専門家会議に使用された次の資料 1. 座席表 2. 会議委員に配布された資料 3. 今後のスケジュール表 4. 同会議の議事録
2	第16回北進線改修事業に係る専門家会議にかかる資料 1. 会議設置要綱 2. 会議出席者名簿 3. 会議委員に配布された資料 4. 同会議議事録

別表2 本件一部開示決定

本件一部開示決定	本件対象公文書	
1	1	第4回行文線未整備区間の整備に係る専門家会議資料
	2	行文線未整備区間の整備に係る専門家会議(第4回)議事録
2	3	第16回北進線改修事業に係る専門家会議資料

別表3 本件非開示情報

本件 対象公文書	本件 非開示情報	非開示部分	非開示理由
1	1	固有種の生息に関する部分	調査委託で得た情報であり、これらを公にすることにより、固有種の生息位置の特定につながり、盗掘を招くおそれがあるため。(条例7条4号)
	2	地下水観測孔の縦断図	不確定な情報であり、これらを公にすることで都民の間に混乱を生じさせるおそれがあるため。(条例7条5号)
	3	行文線未整備区間の整備に係る専門家会議開催スケジュール	
3	4	固有種及び重要種の生息に関する部分	調査委託で得た情報であり、これらを公にすることにより、固有種及び重要種の生息位置の特定につながり、盗掘を招くおそれがあるため。(条例7条4号)
	5	小笠原諸島における自然環境に配慮した公共事業実施のための技術資料(案)	策定に向け検討中の内容であり、不確定な情報を公にすることで都民の間に混乱を生じさせるおそれがあるため。(条例7条5号)

別表4 開示すべき部分

本件 非開示情報	本件 対象公文書	掲載頁	開示すべき部分
1	1	2、107～111	凡例
2		50、120	縦断図
3		123	専門家会議開催スケジュールのうち、表の列見出し、委託業務及び合意形成の行
4	3	資料3-2	図2 工事影響範囲(白テープ)の写真
		資料3-3	図4 希少種確認状況の写真